

自立支援局だより

第39号 2019. 3発行

所外レクリエーション（生活訓練）

平成 30 年 11 月 2 日、自立訓練（生活訓練）では、毎年恒例の所外レクリエーションを実施しました。通常の訓練とは異なった環境で、利用者の皆さんや職員との交流を深め、リフレッシュを図ることを目的としています。今回は、さいたま市にある『造幣局さいたま支局』の見学を行いました。普段なかなか目にすることができない勲章や記念硬貨など、すべてがまぶしいくらいピカピカで、皆さん興味深そうに見学していました。お土産コーナーでは、硬貨のセットからお菓子まで様々なものがあり、何を買おうか、皆さん迷っていましたが、家族のことなども考え、思い思いのものを買っていました。



見学後、造幣局の近くにある『コクーンシティ』で昼食を取りました。普段一緒に訓練をしている仲間同士が、いつもと違う場所で食事をするのはとても新鮮で、皆さん食事をしながら笑顔があふれていました。

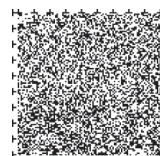
今回の所外レクリエーションに参加した方の感想をご紹介します。

生活訓練利用者：齋藤雄一さん



当日、センターから造幣局に向かう途中で、以前自分が仕事に関わった家の前を通り、とても懐かしかったです。

造幣局に着いて工場を見学したときは、平成 31 年で年号が変わるので貴重な体験になると感じました。その後コクーンシティへ行き、自分の欲しい物を沢山見ることができました。次の日は家族みんなで行ってみました。また今度行ってみます。



ICT機器を活用しよう

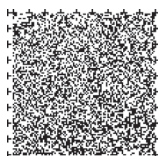
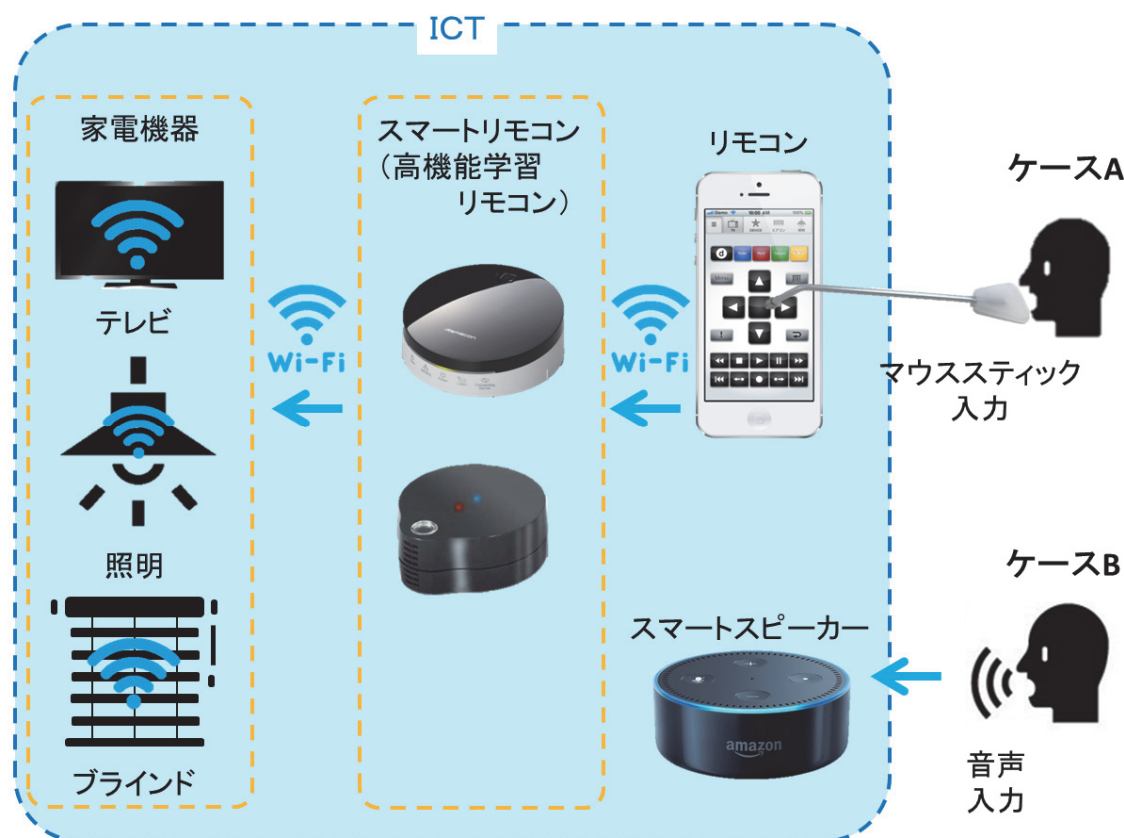
肢体機能訓練課 作業療法部門

近年、パソコンだけでなく、スマートフォンやスマートスピーカーなどさまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や、通信技術の総称であるICT（情報通信技術）が、身近な生活の便利機器として注目されています。

これまで高位頸髄損傷者は、生活支援機器の一つである環境を制御する装置を利用して、テレビのチャンネル変更や照明の操作などを行っていました。この装置は、生活を支える便利な機器である一方、機器の設定が難しく業者に依頼する必要があることや、機器本体が高額であることから手を出しにくいという点がありました。そこで、作業療法部門ではICTを活用し、チャンネル変更などが自分で出来るのではないかと想定し、高位頸髄損傷者の方の居室にスマートスピーカーと周辺機器を導入し、テレビ・照明・ブラインドを音声等にて操作をしてもらっています。その結果、使用している利用者より、チャンネル変更などの理由でナースコールを押す必要が無くなることで介助を依頼することの煩わしさが減り、自分で操作が出来ることで精神的負担が軽減されたとの意見を頂きました。

スマートスピーカーや家電リモコン等のICTを利用することで家電機器の操作が容易になります。在宅では玄関の施錠やエアコンなどにも応用できるようになるため、在宅での介助量をより軽減することが期待できそうです。

購入も、インターネットで検索をすると、さまざまな商品があるようです。多くの商品が10,000円前後で購入可能ですので、ご自宅に導入してみてもはいかがでしょうか？



はり・きゅう臨床実習

理療教育・就労支援部 理療教育課

はり・きゅう臨床実習は、前年度までに学んだ、はり・きゅう施術を患者さんに対して行う実技科目として、専門課程では3年次に、高等課程では5年次に行っています。

指導教官の指示の下、患者さんの訴える症状を、医療面接や身体診察を通じて病態を把握し、施術の可否を判断してから、はり・きゅう施術を行っています。

はり・きゅう施術には、いろいろな方法があり、お困りの症状に対して、現代医学的に病態を把握し、痛みの原因となっている緊張した筋を緩めることで、痛みを軽減させたりする施術や、経絡療法のように、病名にかかわらず、全身のエネルギー（気）の流れ（経絡）や状態を確認し、治療方針を立て、全身のバランスを整える施術などがあります。

これらの施術の中から指導教官の指示により、患者さんに合った施術を選択していきます。

このように、実践的な臨床教育を積み上げることで、卒業後、自立した施術者を目指しています。

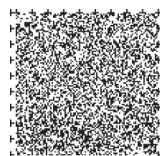
患者さんからの、「楽になったよ」、「頑張ってくださいね」などの、温かいお声がけを励みにしながら、患者さんが満足し、楽になって帰っていただけるような施術を目指して、知識の蓄積と技術の研鑽に勤しんでいます。

臨床実習の実施時間は、平日の午前10時から午後1時30分からです。その年によって実施日が異なりますが、平成30年度は、月曜日の午前、火曜日の午前、木曜日の午後の3日間です。施術時間は60～90分程度です。

当実習の施術は、電話による予約制になっています。ご利用をご希望の方は、臨床室受付までお問い合わせください。

臨床室 04-2995-3112

文責：米田裕和



利用者募集のご案内

視覚障害のある方の自立した生活に向けて

自立訓練（機能訓練）

視覚障害により日常生活や就労等を目指す上で困っていること等がある方に対し、白杖を使用した歩行訓練や日常生活訓練、学習や就労等で活用可能な音声パソコン、録音機器等の操作方法習得のための訓練等を提供しています。

就労移行支援（養成施設）

国家資格である「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師」の資格取得を目指し、授業（講義、実技実習、臨床実習等）の提供の他、資格取得後の就労に向けた支援を提供しています。

頸髄損傷等の方の自立した生活に向けて

自立訓練（機能訓練）

頸髄損傷等による重度の肢体不自由の方が地域や家庭、職場などで補装具や自助具の活用や環境を調整することによりできる動作を身につけ、より充実した社会生活を送ることができるよう、理学療法、作業療法、リハビリテーション体育、職能訓練等の訓練を提供しています。

高次脳機能障害のある方が自分らしく暮らすために

自立訓練（生活訓練）

高次脳機能障害に伴う記憶障害、注意障害、遂行機能障害等による生活課題に対し、メモリーノート等の代償手段の活用によりスケジュール管理等の生活能力を高められるよう、個々の生活状況に応じて支援します。個別又は集団で訓練を提供しています。

障害のある方の「働きたい」を支援します

就労移行支援

就労が見込まれる主に身体に障害がある方に、一般就労や復職に向けて、就労のための技能習得（事務、作業等）及び模擬的な職場体験訓練を提供しています。就職活動に向けては、職場見学や職場実習の他、履歴書の作成や面接練習なども実施し、面接会の同行等の就職活動も支援しています。

※遠方のため通所で上記サービスを利用することが困難な方には、施設入所支援（宿舎）を提供しています。あわせてご相談ください。

<問い合わせ先> 国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局 総合相談課

〒359-8555 埼玉県所沢市並木4-1

TEL：04-2995-3100（代表） FAX：04-2992-4525（直通）

E-mail：rehab-soudan@mhlw.go.jp URL：http://www.rehab.go.jp/

※利用相談は平日（月～金 8:30～17:15）受け付けています。

※施設利用申込書（様式）は当センターホームページからダウンロードできます。

※平成30年8月13日からE-mailアドレスが変わりました。ご留意下さい。

